

使ってみよう！マイナ保険証

健康保険証は令和6年12月2日より
新規発行が廃止となります

Q 令和6年12月2日以降、健康保険証は使えないの？

A いいえ！経過措置として、発行済みの健康保険証は廃止日から最大1年間
(令和7年12月1日まで)使用することができます。
なお、退職等で健康保険の資格を喪失した場合は、退職日の翌日以降使用できません。
※令和7年12月1日までに退職等で使用できなくなった健康保険証は、「資格喪失届」提出時に返却願います。
令和7年12月2日以降については、健康保険証の自己破棄も可能です。



Check 令和6年12月2日以降の受診方法 (マイナンバーが適切に登録できている場合)

3パターン

1 マイナ保険証
(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)
利用できるのは、オンライン資格確認等システムを導入している
医療機関等です。

導入している
医療機関等はこちら
(厚生労働省ホームページ)

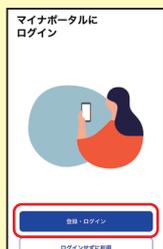


2 マイナ保険証+マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)
オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等でも、マイナ保険証とあわせてマイナ
ポータルの資格情報画面(スマートフォン)を提示いただくことで受診することができます。

資格情報画面の表示方法



マイナンバーカードを
準備し、「はじめる」を押す



「登録・ログイン」を押し、
マイナポータルにログイン



ログイン後、
「健康保険証」を押す



「資格情報」から登録されている
健康保険証情報が確認可能

3 マイナ保険証+「資格情報のお知らせ」

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等であって、スマートフォンをお持ちでない
方は、マイナ保険証とあわせて「資格情報のお知らせ」(令和6年9月、令和7年1月発送)を提示いただく
ことで受診することができます。



マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を使用することができない状況にある方については、
「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。

受診方法の詳細や「資格確認書」の発行についてなど、健康保険証廃止後の
制度のポイントをまとめた資料を作成いたしました。ぜひご覧ください。



「事業者健診」から 「生活習慣病予防健診」へ切り替えませんか？

「事業者健診」と「生活習慣病予防健診」の違いは？

2つの健診の大きな違いは**検査項目の充実度**です。

「事業者健診」は、労働安全衛生法で義務付けられている定期健康診断の基本的な項目による健診ですが、「生活習慣病予防健診」は、それに加え**がん検診**が含まれています。

生活習慣病予防健診

事業者健診項目



3大がん検診をカバー

※女性の方は年齢によって乳がん・子宮頸がんの補助あり

肺がん

大腸がん

胃がん

本来は18,865円のところ…

自己負担額 最大 **5,282円**



生活習慣病予防健診で健診を受けるメリットとは？

POINT
1

がん検診を含んだ健診が、**事業者健診と同程度の自己負担**で受けられます。

POINT
2

40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方については、**付加健診***が受診可能。
自己負担額 最大**2,689円**で一般健診と合わせての受診が可能です。

※肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

POINT
3

アフターフォローが充実！

メタボに該当した方は無料で特定保健指導(メタボ改善サポート)を受けられます。

POINT
4

生活習慣病予防健診の実施率は、協会けんぽのインセンティブ制度の指標のひとつとなっており、保険料負担の軽減につながります。



所在地で検索できる！

生活習慣病予防健診が受けられる
実施機関一覧はこちら



保険料率との関係がわかる！

インセンティブ制度の詳細はこちら



健診の受診が、会社の大切な人材を守ることに繋がります。
病気の早期発見・早期治療のために、健診項目が充実している
「生活習慣病予防健診」をぜひ受診ください。

お問い合わせ 協会けんぽ石川支部 保健グループ TEL 076-264-7200 (音声ガイダンス 2)



全国健康保険協会 石川支部
協会けんぽ

〒920-8767 金沢市南町4-55 WAKITA金沢ビル9階

健康保険の最新情報をお届け



協会けんぽのメールマガジン
登録&バックナンバーはこちらから

